

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
第4回財務会計ワーキンググループ

日時 平成28年11月16日（水）10：00～11：42

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○小川電力市場整備室長

それでは、定刻となりましたので、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会、第4回の財務会計ワーキンググループを開催します。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日、加賀谷委員におかれましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

それでは本日ですけれども、本日はまず財務会計ワーキンググループと、それから市場整備ワーキンググループにおける議論の関係性について、これをまず議論していただきます。

次に、電力小売自由化のもとでの費用負担のあり方について、これをご議論いただきたいと思います。

そして、最後、3番目ですけれども、福島第一原発の廃炉に充てるための送配電事業の合理化分の扱いについて、これを議論をしたいと思います。

以上でございますが、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。引き続き傍聴は可能でございますので、傍聴される場合には、ご着席を願いたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議論に入りたいと思います。

まずは、資料3になりますけれども、財務会計ワーキンググループ及び市場整備ワーキンググループにおける議論の関係性について、これを事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、お手元の資料3に沿ってご説明したいと思います。

これは、先週の金曜日、11日の小委員会のところでご議論いただいたものでして、そのときの議論の概要とあわせてご報告したいと思います。

まず、1ページ目をごらんください。

このワーキング、それから、もう一つ、市場整備ワーキングというのが設置されておりまして、これまでそれぞれ3回開催されております。こちら、財務会計ワーキングにおいては、赤で囲まれました右下の自由化を踏まえた財務会計等のあり方についてご議論いただいております。一方、もう一つの市場整備ワーキングにおきましては、1つは、さらなる競争活性化策ということでのベースロード電源のアクセス確保、送電網へのアクセス確保といった点、それから、左下になりますけれども、環境、再エネ導入、安定供給という意味での容量メカニズムの整備、あるいはゼロエミ価値市場の創設ということでご議論いただきました。

これらについて、次の2ページになりますけれども、それぞれの議論、例えば、この財務会計ワーキングにおきましては、広く負担を求める措置についてご議論いただいておりますけれども、一方で、市場整備ワーキングにおきましては、新たな市場創設についての議論、その新たな市場創設に伴いまして、新しい価値が生まれるところ、それから、一定の負担が生じるところもいろいろありまして、そういった市場整備における各市場の関係もありますけれども、この両ワーキングで議論されている検討課題それぞれについての総合的な判断というのが必要でないかという観点からご議論いただきました。といいますのも、それぞれのワーキングでの論点のみを見た場合には、各立場からの賛否さまざまなお意見があるとは思いますが、今回は自由化をさらに進めるという観点からの施策を総合的にご検討いただくということでありますので、全体を俯瞰した検討が必要でないかということでご議論いただきました。

続いて、3ページになりますけれども、これを踏まえて、先日、11日に小委員会でご議論をいただきまして、各委員からさまざまなご意見をいただいております。幾つかご紹介しますと、やはりバランスをとって進めていく必要、それで総合的に見ていく必要ということがありますし、それから、委員によっては、全体を見る必要はあるけれども、個別の事項について、やはり重要度が違うのではないかとといったような点、それから、バランス論が行き過ぎてしまうというのも問題であるので、バランスも重要だけれども、よい施策はできるものから早く実現といったようなご意見もいただいております。

こういった議論の前提として、どういうふうに総合的バランスを見ていくかということでお示ししたのが、次の4ページになります。

各施策、総合的な判断を行う上では、以下の3つの視点が重要でないかということで、1つ目は内容であります。具体的な措置の中身についてのバランス、整合性というのがまず何より重要ということ。それから、2番目に規模ということがありますけれども、それぞれの施策による影響、負担であればその負担の規模、あるいはメリットであればそのメリットの規模というものが見えてこない、なかなか総合的な判断は難しいのではないかと、これは、11日のこの小委員会の場でも、

そういったご議論が多くありました。3つ目の視点として、導入の時期ですけれども、メリットと負担の時期に差が生じることがありますので、導入する時期についてもできる限り整合を図っていく必要があるのではないかといいことで視点をお示ししております。

ちょっとこの3ページの資料には記しておりませんが、特に、新電力の方々からは、ここにありますが、特に負担については、規模が見えてこないとなかなか判断がしにくいといったような話がありまして、規模といったときには、そういった意味でこちらでの議論の負担感、それから一方で、新しい、別途市場整備で議論されていることの、それによるメリットなり、新しい市場の規模感というものは、まだ現段階では見えていないところがあるので、そういった点をしっかり今後お示ししていき、また、具体的な仕組みについて、市場整備での議論、それから、こちらでの議論、さらに検討を深める中で、具体的なものが明確になったところで、また改めてこの小委員会のほうでご議論いただくということを考えております。

簡単ですが、議論のご紹介は以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは質疑に移りますけれども、例によって、ご発言を希望される方は、お手元の名札を立てていただくということと、それから、関連するご発言の場合には、ちょっと挙手で合図していただき、私からご指名させていただきます。

それでは、どなたがご発言のご要望ございますでしょうか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

今回、こういった形で全体を俯瞰するような見せ方、整理の仕方をしていただいて、ありがとうございました。

財務会計のワーキンググループで、どうもピースミールの話に陥っていないかという懸念があったものですから、こういった形で見せていただくことによって我々委員もそうですし、報道の方々も全体感を持って見ていただけるかなと思います。

今、小川室長からお話があったとおりで、特に新しい市場のプレーヤーの方々、新電力の方々からのご懸念事項というのが、私も気にはなっております、負担がふえる分もあれば、メリットがある措置もありますよ。これらのパッケージで総合的に判断して、市場をより活性化していきましょうというのが今回の貫徹小委で目指しているところだと思うんですね。

そうしたときに、新電力の側からしたら、とられる一方で、メリットがある措置というのは、実は絵に描いた餅であって、実効性は上がらないんじゃないのというような懸念があると、どう

してもそこにのっていきことはできないという判断にならざるを得ないと思います。

実効性が上がるんでしょうか、安定的な制度や仕組みなんでしょうか。これは言い換えれば、市場参加者による事業の予見性がきちんと確保できる話なのかという、この安心感が得られないと、なかなか納得はしていただけないのかなと。そこはきちんと制度面並びに既存の市場参加者の方々の合意を取りつけるということが非常に重要なのかなと思います。

中には、過渡的な取り扱い、長期にわたる過渡的な取り扱いというものもあると思うんですけども、これらも、もし過渡的であるんだったら、一体いつまでの話なんでしょう、幾らの話なんでしょうというのは、事業の予見性の確保からは非常に重要なポイントかなと考えております。

以上です。

○山内座長

次に、伊藤委員、どうぞご発言ください。

○伊藤委員

ありがとうございます。

ずっといろいろな皆さんの議論を伺っている中で、自由化になるということは、コストの部分ですごく意識されている発言が多いんですが、目的はエネルギーミックスに向けての3E+Sをいかにうまく軸として回していくかというところで、3E+Sというのは、必ずしも完璧なバランスにはならないと思うんです。そのときに、何を重視するかによっては、逆にコストが上がっていく可能性もあると思うんですよね。だから、雰囲気的に下がってほしいという気持ちは多分あると思うんですけども、そうではない可能性もあるということも明確に打ち出していないと、結果、高くなったときに、そんなはずじゃなかったじゃないかと。でも、理由はこうなんですと。3E+Sの中で、ここを、例えば、安全面を重視するならば、どうしてもそこなのだというふうな説明がつけられるようというか、わかりやすい説明ができるようにしていったほうがいいかなと感じます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

多くの委員は、この親委員会のほうにも出席されていたので、大体の議論はおわかりいたし、また、そのときにご発言いただいておりますので、また何かありましたらこの問題についてご発言いただくことにしまして、進みたいと思います。

資料の4で、電力小売自由化のもとでの費用負担のあり方についてということで、これを事務

局からご説明をお願いします。

○小川電力市場整備室長

それでは、資料4、電力小売自由化のもとでの費用負担のあり方ということでご説明申し上げます。

これは、これまで個別の検討課題について議論を重ねてきておりますけれども、もう一回ここで立ちどまって、全体の考え方、総論的なところを整理したものでありまして、そういう意味で、若干、これまでの第1回、第2回でのご説明と重複するところもあるかと思えます。

資料、まずスライドの2ページですけれども、ここは、改めて確認ということでの電気事業の特性ということになります。電気事業は、安定供給の確保のために巨額の設備投資が必要であったということでありまして、そういった特性を踏まえて、長い間、地域独占、垂直一貫、総括原価方式のもとで営まれてきたということ。それから、総括原価方式ということで、コストベースで決定される規制料金によって、確実な原価回収が制度的に担保されていたということ。同時に、今度は逆に、それが上がり過ぎないようにという意味での認められた費用以上に料金収入を得ることが制限されていたという特性があります。これは、いずれも自由化前の状況ということになります。

そういった意味で、自由化前のこの電気事業と一般の事業との違いということで、これは10月の第1回のこの場でもお示ししたのですが、次の3ページになります。

これまで費用負担の議論を2回、3回と重ねてきておりますけれども、やはり、ほかの事業では認められないのに、なぜ電気事業ではそういった議論があるのかという、そもそもの疑問もなおあるところでして、そういった意味での重ねての整理になります。

電気事業では、料金規制がありまして、将来的な費用増大リスクというものに関して、一般の事業であれば、そういうのも当然織り込んだ価格決定をしているわけですが、制度的には電気事業においてはかなり制限されていたということがあります。そういった意味で、前回ご議論いただいた内容でいえば、例えば、賠償の関係での費用の話が出てきますのも、そういった費用について、従前から事業者のほうであらかじめ見込んで料金に入れるということは、制度的に認められなかったということがあります。こういったことがあるものですから、今回ご議論いただいている課題として、例えばということで、そういう制度変更によって事後的に費用が増大あるいは明らかになった場合にはどのように対応するかといった課題が出てくるということがあります。

そうした中での、まず自由化というのがどう関係してくるかというのが、次の4ページ以降になります。

ずっと同じ規制が続いている時代であれば、その都度その都度、新たに判明した新しい費用については、その段階でまた料金に入れていくというのが基本的な考え方であったわけですし、それで長年やってきましたが、この2000年以降、自由化部門が拡大していくという中で、新しい費用についてどう対応するかといったことも課題になっております。

4ページは、自由化部門の段階的な拡大ということで、比率でいえば、既に2005年以降は自由化部門のほうが約6割ということで、規制部門より、これは電力量ベースですけれども、多くなっているということがありまして、この4月に全面自由化されております。

これは制度面でありまして、一方で実態がどうかといいますと、その次の5ページになります。

5ページ、グラフの線は赤と青とありますが、下の青いほうが全体の販売電力量に占める割合で、一方、上の赤いほうが自由化、特に従前から自由化されていた特別高圧、高圧という、いわゆる産業部門における新電力のシェアになります。これを見ていただきますと、制度的には、段階的に2000年以降、自由化範囲を拡大してきましたけれども、一番下の青い折れ線を追っていただくと、長年にわたって新電力のシェアは1、2%程度と、これは何を意味するかというと、自由化前は100%の需要家が、旧一般電気事業者の顧客だったわけですけれども、自由化後も、ほとんどの、98%、99%の顧客が、引き続き旧一般電気事業者の顧客であったということがいえません。

こうした状況が2010年、それから震災の前後まで続いておりましたが、大きな変化がこの一、二年で起きております。これは、まずもって上の赤い部分の折れ線、既に自由化されていた産業部門での新電力のシェアが目立って上がってきて、初めて5%に達したのは2014年度ですけれども、その後、2015年度には約8%で、さらにこの4月以降も、毎月のように高圧部分での新電力のシェアが拡大しているということがあります。

それにあわせて、全体に占める新電力のシェア、先ほどの例でいえば、自由化前は100%の顧客が旧一般電気事業者の顧客でしたけれども、今、その割合が98、99といった時代から95%を切って、今や90%近くに落ちてきているというのが、まさに足元で起こりつつあることです。そういった意味で、自由化前と自由化後といったときに、どこをとるかによるんですけれども、この4月の全面自由化というのは、一つの大きな転換点であったということがいえるかと思います。

制度面ではもう一つ、次の6ページになりますけれども、電気事業の類型を見直しまして、発電、送配電、小売ということで、各事業別のライセンス制が導入されたということがあります。こういった制度面、それから実態面での環境変化を踏まえて、今回まさに自由化のもとでの財務会計面での課題について、これまでご議論いただいてきております。

ここでもう一度議論を進めるに当たっての基本的な考え方ということで、8ページに整理しておりますけれども、まず、どの費用について議論するかといったときに、原則は発電、送配電、小売、それぞれの費用についてはそれぞれの事業者がみずから回収していくというのが原則であるということになります。

他方ということで、先ほど言いましたような制度環境変化、従前であれば、100%の顧客がこの発電、送配電、小売を一体的に行う事業者の顧客であったものが、そういった時代から、自由化によって変化していく、ここでいう変化というのは、特に小売のところでは旧一般電気事業者、それから先ほど言いましたような新電力のシェアの拡大というのがある中で、例外的な措置を認めるものがあるのかないのかといったのが、まずもっての費用の性質、どのような費用について議論するかという検討課題の設定になります。その上で、そういった費用については、誰が負担するのか、さらには、どのように負担すべきかといったような順番で考えていければというふうに思っております。

もう一度ここで、これまでの議論ということで言いますと、次の9ページにあります。

今、俎上に上っている大きな、主な検討課題として、3つここでは掲げております。先週金曜日の小委員会でもご紹介したところですけれども、まずは通常炉の廃炉、廃炉会計ということで、今ある制度を継続していくためにはどのような措置が必要かといった観点からご議論をいただいております。これは今ある制度ですので、現行制度のもとでは、小売の規制料金で費用の回収がなされているところですけれども、今後、この小売の規制料金がなくなったときに、どういった形で着実な費用回収を担保するのか、これが1点目の通常炉の廃炉についての検討課題です。2点目、3点目はいずれも福島事故に関連する検討課題であります。

まず(2)は事故炉の廃炉ということで、福島第一原発の着実な廃炉を進めるための資金をどのように確保していくかということで、①、②と、今2つオプションという形で掲げておりますが、このワーキングにおいては、まずもって、①の送配電での合理化分について、どうやって廃炉に充てていくかという制度面の課題をご議論いただいております、これについては本日もこの後の議題としてご議論いただければと思います。

もう一つのオプションとして、現行制度で一部適用対象になっている、この廃炉会計の扱いをどうするかというのが、引き続き検討課題となっております、これについては、本日よりも、次回以降、改めてご議論いただければと思っております。

3つ目が、原子力損害賠償の関係での検討課題でありまして、これは前回ご議論いただきまして、その際のご指摘も踏まえて、本日はなく、また次回ご議論いただければというふうに思っております。

以上がこのワーキングでの主な検討事項ということで、これまでご議論いただいているものがありますけれども、そういったことを念頭に置きながら、この後、10ページ目以降でどのように考えていくかというところを整理したいと思います。

まず1点目、10ページ目、どのような費用かといったときに、まずもって、特に今回、検討課題に上がっているのは、いずれも発電事業者が負担すべき費用ということではあります。これが原則ではありますというところで、例えばということで、制度変更に伴う費用など自由化前後で事情が変わってきたものについては、自由化の段階において、例外的に広く需要家に負担を求めることを検討する余地があるということで、これは議論の出発点かというふうに思っております。そういった意味で、これまでご紹介してきましたような欧米における事例、欧米の場合には、ストランデッドコストということで議論がなされていますけれども、ストランデッドというと、まさに突然に座礁してしまったという、そういうニュアンスがありますが、日本の場合には、ここで考えるのは、先ほどご紹介しましたように、自由化、段階的に徐々に進められておりますので、欧米ほどのドラスティックな制度変更ではないというところがありまして、そういった点で見ますと、10ページの下に掲げております欧米の例、かなり本日ここでご議論いただいている日本での事例よりも相当広くコストが議論されておまして、ここで言っています、例えば、アメリカでいう規制料金で回収予定だった発電所の固定費、これはあらゆる発電、火力だったり、水力だったり、もちろん原子力であったり、いろいろな発電所の固定費が、このストランデッドコストの対象として議論されております。

そういった意味で、国内での議論は、そういった幅広いコストではなくて、あくまでかなり限定されたものについての議論ということになっております。そういった、どうしてそのような、みんなで負担すべき費用についてどう考えるかというのが、12ページに参考としてお示ししておりますけれども、日本においても2000年に部分自由化を始めるに先立ちまして、自由化による効率化の追求と、公益的課題との両立ということが議論されております。ここでの考え方は、基本、自由化、効率化ということではあるんですけども、一方で、皆が裨益する公益的な成果というものがあると。そういうものに必要なコスト、あるいは必要だったコストについては、需要家が広く全ての需要家が公平に負うというのを原則とするということが掲げられております。こういった考え方のも、いってみれば、直接的な受益だけではなくて、こういった公益的な形での受益というのを考慮した場合に、広く需要家が負担すべき費用もあり得るとというのが議論の出発点になります。

その上で、次の13ページになりますけれども、そういった費用が仮にある場合に、広く負担を求めるといったときに、どのような形あるいはどのような主体が最終的な負担を負うべきかとい

うときに、ここでは（１）、（２）ということで２つのやり方を整理しております。（１）にありますのは、広くといったときに、まさに国民全体でということでありまして、これは直接的な受益がどれだけあるかといったような点とは無関係に、ある意味、政策的な観点から全ての需要家が等しく負担するというものであります。そういったものの例として、例えば、今ある制度でいいますと、電源開発促進税とか、あるいは再エネ、FITの賦課金というものがあまして、この場合には全国の全ての需要家ということになります。

一方で、（２）のほうは、具体的にどのようなものがあるかというのは別として、先ほど見ましたような、自由化を契機とした費用負担ということでは、必ずしも広く全国民ということではなくて、それぞれの供給区域に依存したといいたうか、それぞれの供給区域の全体の需要家といった整理になります。これは既存の制度で、例えばということで例に挙げているのは、バックエンド過去分と、この場でも少しご紹介がありましたが、バックエンド過去分というものがありまして、これについては、旧一般電気事業者の供給区域単位で費用設定がなされているということになります。

具体的にはということで、その後、参考がありますが、14ページが電源開発促進税、これは40年余前に創設されておりますけれども、原子力、水力、地熱等の設置、運転円滑化のために使われるものですが、これが一律に課せられていると、全国民で負担しているというのが、この電源開発促進税になります。

次、15ページの再エネの賦課金も同じく、これは再エネそのものに対する個々人の考え方、あるいは賛否にかかわらず、全国民で再エネをしっかりと推進するという観点から、全ての電気の需要家から回収されているものであります。

一方で、先ほど例に出しましたバックエンドの費用というのが、次の16ページになりますけれども、これは原子力の発電に伴い発生する使用済燃料の再処理に関するものということで、ある意味、受益といいたうか、原子力発電に由来するということで、原子力の利用が各電力会社によって異なるということを踏まえて、これについては右下の表にありますけれども、全国一律ということではなくて、各地域の原子力の利用状況に応じた形での費用負担がなされているというところでありまして、具体的には右下の表でいいますと、一番高い、関西、0.16円から、低いところでは北海道、東北、中国といったところがありまして、ここに3倍ぐらいの開きがあるというのが現状であります。

そういったこの費用の性格について、どのように考えるかといったことが、そのまま次の負担方法につながってくるところであります。ここでお示ししているのは、全て広く、薄く、同じように負担するといったときの具体的な負担の方法、あるいは方法論としては、1つは税、賦課金

というものがああります。これは、この場合には、最終的な負担者は全国の全ての需要家になりまして、基本的には全国同一の水準になるというものであります。

もう一つが、この場でもご議論いただいています託送料金ということでありまして、この場合には託送料金ですので、送配電の事業者の地域単位の需要家が最終的な負担者になります。そういった意味で、この場合には負担額の水準というのも、それぞれの地域によって異なってくるといことになります。

これらの両者を比較した場合には、例えば、今回の検討課題であります廃炉会計、着実な費用回収が必要だといったときでいう着実、どれだけ着実かといったところという、両者に差はないものというふうに考えております。一方で、自由化との関係でいいますと、税、賦課金の場合には、全国一律になる、先ほどの例でいいますと、再エネの賦課金などがいい例ですけれども、一律のものになるのに対して、託送料金の場合には、これは地域ごとになるということがあります。これはどういった違いが出てくるかという、例えばでいうと、廃炉会計の議論でいいますと、現状、各地域ごとの小売の料金で入っている費用というのが託送料金の場合には、同じように引き続き各地域ごとということになる一方、ここでいう税、賦課金のような形を仮にとった場合には、全国一律のものになるということになります。そういった意味で、負担の方法が変わってくるというのが、この一番大きな点になります。

最後、負担額の明確性ということに関しては、少し見え方は変わってくる場所はありますが、税、賦課金の場合、当然その決まり方は明確ですし、これは例えば、消費者への見え方ということという、どういった形で請求書に記載するかといった点になりますが、これがしっかり明示されれば、当然明確になります。同様に、託送料金の場合、その決定方法自体は法律で定められた認可プロセスというものがあありますので、この中で明確になると同時に、消費者との関係では、これも請求書などにどのように明示されるかといった点で、税、賦課金と基本的に差はないというふうに考えております。

こういった両者、違いがあつての中での、特にこれまでご議論いただけてきた託送料金についての課題、検討すべき事項というのは、最後、18、19ページに掲げておまして、これまで委員の皆さんからもご指摘いただいた消費者の選択の自由との関係、あるいは、電力の電力システム改革、発電、送配電、小売と部門を分けるということでないかといったご指摘、あるいは競争、特に小売分野における競争との関係、さらには費用の明確性といった点が、検討課題としては残っているというふうに考えております。

以上、本日ご議論いただきたい内容として、個別の検討事項も念頭に置きつつ、どのように費用回収のあり方について考えていくかという観点からご説明申し上げました。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

この財務会計ワーキングでは、費用負担のあり方についていろいろご議論いただいたんですけども、改めて、そもそものところから始まって、どういうやり方があるかって、どういう論点があるかって、どういうふうの問題が切り分けられて、そして、どういう考え方があるのか、どういう方法があるのかというところをまとめ直していただいて、全体をもう一度議論していただくというのがご趣旨だと思うんですけども、これについて皆さんからのご意見をお願いしたいと思えますけれども、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。

今のご説明について、幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。

まず3ページのところでしたか、自由化前の電気事業と一般の事業との違いというところで、廃炉や事故炉の費用は、事業者があらかじめ見込んで積み立てることができなかったのか、という説明があったのですが、では、その当時は、その見込みですが、誰がこの額を決めていたのか、誰に責任があるのかというのを教えていただきたいのが1点。

それから、あと5ページのところで、新電力のシェアの推移のところ、自由化の年を実質的にどこに置くのかという話もありました。2016年4月を変換点として、すごく変化してきている、というお話でしたが、最初の自由化の年度を2000年とした場合、2000年から2016年まで16年間あったわけで、その間、このような、今議論しているような問題は起きてこなかったのか、というところが一つ疑問です。

それから、あと最後の17ページになりますけれども、論点③のところですが。すみません、こんなにばらばらと聞いてしまって申し訳ありませんが、費用の負担方法について、どのように負担すべきか、と書いてありますが、これは9ページのワーキングにおける主な検討事項（1）通常炉の廃炉、（2）事故炉の廃炉、（3）原子力の損害賠償の配慮という3つのうちの、どれについて、○とかバツとかということを行っているのか、というのを教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

では、事務局お願いします。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。

3点ご質問いただきまして、まず1点目の自由化前の料金で、何を入れていいかということ是谁が決めていたのかということだと思いますと、そういう意味では、国のほうで費用を何を入れていいかといったものは法令で定めております。そういった意味で、事業者の側で、みずから自由に入れることはできなかった、逆に、その制度自体は国の側で決めていたということがありますので、その国の制度が変わった、例えば、事故の費用の、ある意味その費用をどう見積もって、どう入れておくかということに関していうと、福島の事故の前はそれほど高くない範囲での賠償の仕組みの中での費用見積もりが認められていて、事故の後に、そのほうは、国のほうが制度を変えて新しい法律をつくって、もっと大きな費用を入れるようにという形に変わったということになります。

2点目のご質問で、2000年から、この4月の全面自由化までの間において、恐らくご質問は、今、検討しているような、何か課題というのはなかったのかということかと思えますけれども、そういう意味では、ちょうどその間の、2000年から2016年の間で議論されたものとしてのバックエンド費用という、これでいうと16ページにありまして、これは、制度の創設、2005年になりますけれども、自由化が始まっている中で、世代間の、あるいは需要家間の公平性を保つためにその費用については託送でということ広く需要家に負担を求めることにした、逆にいうと、このとき既に自由化が始まっていますので、小売の、先ほどの意味でいいますと、98%、99%の顧客にこの費用の負担を求めるのではなくて、託送の仕組みを通じて、全ての顧客に負担を求めたというのがこのバックエンドの費用になります。そういった意味では、これが一つの例かと思えます。

3点目は、17ページの表との関係で、これが具体的にどの費用を念頭に置いたものかということでしたけれども、これ自体は、そういう意味では、個別の費用にひもづいているものではなくて、あくまで仕組みとして、税や賦課金という仕組みであった場合にはどういう特徴があるか、あるいは託送料金という仕組みについてはどういう特徴があるかという特徴の比較ですので、どの費用の場合にはということでの整理ではないと、逆にいうと、どのような費用についても、税でそれを負担するとなった場合には、ここでいう左のほうのが該当しますし、託送料金というふうに考えた場合には、右のほうの特徴というのが該当するということになります。

○山内座長

どうぞ。

○大石委員

そうしましたら、最初の質問と2番目の質問をあわせて、バックエンドの費用については組み入れたというお話しでしたが、それ以外の廃炉で必要になるとされる費用というのは、これは国がその金額を定めていて、その時点では国が想定できなかったので、需要家は決められた金額だけを払ってきたという理解でいいのでしょうか。

○小川電力市場整備室長

今おっしゃっているのは、廃炉の費用でいいますと、引当金の話かと思えますけれども、それについては従前も、あるいは今もそうですけれども、貢納した額を積み立てるよにということ、国が制度を決めております。今回の議論でも、その金額が変わったということではなくて、一度積み立ての方法というのを変更したことはありますけれども、その金額の算定を変えているということではなくて、あくまでその負担の方法についてご議論いただいているということになります。

○山内座長

よろしいですか。

○大石委員

また後で。

○山内座長

松村委員どうぞ。

○松村委員

いつも同じことを言っても大変申しわけないのですが、ストランデッドコストというのは、欧米では日本よりも広く認められているというのは、嘘だとは言わないけれども、とてもミスリーディングだと思います。10ページを見ればよくわかると思うのですが、規制料金で回収予定だった発電所の固定費用や長期契約からの回収漏れは、日本では対象になっていないのは事実です。しかし日本ではこれはどう考えたって、ストランデッドコストが発生していると思えません。嫌々結んだ、独占事業者の責務として結ばされた長期契約の購入価格が、自由化後の市場の調達価格よりも遙かに高いのだけれども、その購入を強いられている。その差額分が自由化で回収漏れになっているというのが、日本で当てはまるとは到底思えません。全く逆だと思います。

競争政策の観点からも、むしろこういう長期契約で困り込んでいる電源を手放して欲しいとさんざん言っているのだけれども、極めて消極的だというのは事実。これはむしろゲインのほう、総括原価と地域独占に守られていた時代の既得権益を必死に守っているという状況。自由化を原因としたストランデッドコストなどというのは、基本的に発生していないから、てあてしてなくて当然。

したがって、日本のほうが手薄だというのは、自由化を段階的にやってきたからということも重要な要因ですが、仮にそうでなかったとしても、諸外国に比べてカバーされる範囲が狭いという認識が本当に正しいかどうかは、ちゃんと考える必要がある。

次に、先ほど大石委員がおっしゃった、これは誰の責任ですかという点について申し上げます。

私は、この資料は間違っているとは思わないのですが、重要な点の説明が不足しているのではないかと思う。まず、旧一般電気事業者は、算定規則に基づいて原価を積んで、規制料金を出してきているので、算定規則から大きく逸脱したものは出せないというのは確かに事実。しかし相当に裁量の余地があったというのも事実だと思います。

実際に、震災後に値上げ申請が出てくるのではないかと予想されて、そのときに算定規則では、余りにも抽象的過ぎるといふか、自由度が大き過ぎるといふことで、こういうものは認められない具体的に示した。ということは、逆に言えば、震災以前には相当に裁量の余地があったということ。

更に、そこで一旦明確にしたのにもかかわらず、出てきた申請に対して大幅な査定が入った。ということは、こんなもの到底入れちゃいけないだろうと思われるようなものも原価に入れて申請してきたのも事実。値下げ届出制のもとで、それらはほぼノーチェックで通っていたということからして、実際にはかなりの程度裁量の余地はあった。私たちはこの事実を認識しなければいけないと思います。

だからといって、原発のリスクに対応するような部分は、ノーチェックで原価に乗せられたかということ、それは絶対にはないと思うので、ここに書かれていることは正しいと思いますが、かなりの裁量があったということも認識する必要がある。

バックエンドの未回収部分に関しては、明らかに制度的に乗せたいといふ事業者が言ったとしても無理だったというのは事実だと思います。もし旧一般電気事業者がバックエンドの未回収部分をいつまでも放置できないと原価に算入して申請を出してきて、国がノーと言って変更命令を出していたのであれば、これは100%国の責任と考えるべき。でも、これは明確に乗せていいと書いていないのだから、そのような申請を出さなかったとしても、バックエンドの未回収に関しては、かなりの程度国の責任は確かにあった。これは2005年によく対処したわけですが、その前に審議会とかでは、当時は電気事業者の代表も審議会の正式な委員として出てきて、いろんな意見を言っているわけです。この未回収分があるということは、私の理解ではかなり前から、いろんな場で事業者は表明をしていて、したがって、今は料金に乗せられないけれども、本当にこれでいいのかというようなことは言っていたという事実があったので、したがって、回収しなかったのは事業者の過失と判断するのは少し事業者に酷だという判断もあったと思います。100%

政府だけの責任といえるかどうかは別として、それに近い状況だったと言えるかもしれない。

ところが、廃炉の費用に関して、このルールで本当にいいのかというようなことを、事業者が審議会でさんざん言っていたとかという事実は、少なくとも私は記憶していない。これは本当に国の制度がこうなっていたから乗せられなかったのか、事業者としても、本来なら、もっと裁量があれば乗せたはずのものを乗せられなかったのか、あるいは事業者もよしとしてこうしていたのかは、相当微妙。

ましてや、一般負担金とかというような議論が出てきて、原発のリスクを認識していなかったというようなことだとすると、これは確かに、仮に事業者が出してきたとしても、国が認めなかった可能性がかなり高いという点では、国の責任がないなどということは決してないと思いますが、事業者のほうは出す気があったのだけれども、国がノーと言うから出さなかったのか、事業者はそもそもそういうのを出す気がなかったのかというと、私は後者だと思います。

したがって、これは責任は誰にあるのかというと、経産省はとても紳士的に、自分たちの責任ですとおっしゃっているわけですが、私は、責任は半々だと思います。国にも責任はあったけれども、事業者にも同様に責任があったと思います。今、問題になっているものに関しては、国の責任がないとは言わないけれども、半々、両方の責任と考えるべきだと思います。

以上です。

○山内座長

何かコメントございますか。よろしいですか。

ほかに。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

ますます混乱してくるんですけれども、すみません、確認なんですけれども、要は、今なぜコストを上乗せというか、こういった費用が議論が出てくるかということ、そもそも自由化になるという想定はしていなかったわけですね。一番最初、最初というか、何が最初というのは変ですけども、電気料金を設定するときに、自由化になるという想定のない中でコスト設定をしているんだとして、プラスこの電気事業者の特殊なビジネススタイルの中で、過剰に利益を出してはいけないというものもあるわけですから、なるべく、要は一般の方たちの負担を減らすためにあるコストを設定できた。

しかし、自由化になったり、環境が変わってくる中で、要するに、長期にわたって回収できるはずができなくなっちゃうわけですね、ここの変化で。だから、本来、例えば何十年先にわたって、全ての利益を確定させるはずが、できなくなったので、過去、低過ぎたコスト設定、見直

しという表現が正しいかわからないんですけども、そのときは長期で回収しようとしていたのが、時期が前に倒れてしまったので、それを少し負担してという考えで合っているんですかね。

要は、普通の企業だと、それは経営責任なんですよ。経営者が先の見通しができなかったという、これは経営責任になってしまうんです。ただ、電気という、本当に知れば知るほどすぐに回収できないわけです。設備投資資金ってすごく多額ですし、長期にわたって設備投資して、ようやく回収に入るのに、また長期かかるという、この特殊な業界なので、例外として認められていいのか、いけないのかというのが、だんだん話を聞いているうちにコンフューズしてきました。

○山内座長

私の理解では、今のご指摘でいうと、先ほど大石委員が質問されたところなんですけれども、そもそもそういうふう長期で回収するべきものがちゃんと全部入っていたかということ、必ずしもそうではないんじゃないかということ、今のご質問はそれはなぜなんですかということですね。それ入っていない原因は、度的なものもあります。さらに松村委員は、それだけではなくて、制度だけではなくて、事業者の裁量もあったのだから、それは両者に責任があるのではないかという、こういう言い方をされてたわけです。もう一つは、どこまで回収できたかということについて、自由化が始まったのは2000年前後ですけども、それ以降も段階的にやってきているわけですよ。そういった自由化なので、欧米のやり方とは違う。欧米では、日本との比較では短期かつある程度ドラスティックなやり方で自由化したということですから、さっきのストランデッドコストの考え方なんかも、日本とちょっと違うんじゃないかという、そういうご指摘でした。欧米のような概念は日本にはすぐ適用できないだろうと。

ただ、そういう自由化の中でも、前半で申し上げたような、完全に費用を負担できない面もあったんじゃないかということから考えると、ストランデッドコストじゃないかもしれないけれども、それに近いような考え方として、今、後ろ倒しで費用負担をするということもあり得る。それをどういうふうにしようかという、こういう議論に整理できるんじゃないかと、私なりの解釈はそういうことですけども、ご理解にならなくてもいいですが。

○伊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

○山内座長

永田委員。

○永田委員

ここまでのところの、費用の性質、負担の主体、負担方法について整理いただいて、これ自体、私もこの整理が妥当であると理解させていただいております。1点だけ、負担方法のところでご

ざいますけれども、例えば、託送料金で負担するとしたら、負担をする主体が、そもそもその負担をすべき根拠があるのかと、事業目的とか営業目的とか、そういうことから照らして、目的をきちんと定義、確認しないとイケない。というのは、会計的にいうと、その費用として認識すべきものであるという前提は、契約であったり、もしくは定款の営業目的であったりか、そういう企業の目的から照らして、費用を負担する合理性があるという判断をすべきものでございますので、今回はこういった全体感の整理で結構ですけれども、細かくその費用の性格に照らして妥当かどうかということは、別途詳細な検討を、それから、あわせて言わずもがなですけれども、その金額の妥当性もその目的性と絡んでくる議論になってくると思いますので、そのあたりは負担の前提だと考えております。

以上です。

○山内座長

特によろしいですか、事務局。

今おっしゃったのは、例えば、何らかの形で負担するときに、消費者もいれば、一般事業会社もあるわけで、例えば一般事業会社のときに、何らかの形で負担する費用が、それが適切かどうかという、負担者側から見たという、そういう意味ですか。

○永田委員

事業者が負担すべきかどうかというポイントで、目的性がかなうかどうかというのは、例えば、会計的もしくは税務的な議論の中で、寄附金じゃないとか、そういった議論も起こり得るので、その費用の合目的性というところをあえて申し上げたところです。

○山内座長

ありがとうございます。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

すみません、会計法についてはよくわからないのですが、基本として、今のお話を聞いていて思ったのは、今の17ページのところ、例えば、託送料金で回収したものというのは、託送の事業者、送配電事業者の財務諸表の中に含まれる。それが実は費用としては、発電事業者の財務諸表に入れるべきものが、この送配電事業者の収入になるというのは、これは会計法上、問題はないでしょうか。

○永田委員

電力事業というものをどう捉えるかだと私は思っていて、発電から廃炉まで長く一環した事業であると。その中で、どこの事業体が負担するかというのは議論があると思っています。あ

と、もう一つは、そもそも、例えば、送電会社であったとしても、いろんなホールディングカンパニーが保有するブランドであったりとか、のれん的なものとか、そういったものをある意味では利用しながら事業を運営したりするわけですね。そういう無形財産的なものとか、そういった人的なリソースをホールディングの下の事業会社が代価を払って費用認識をすることも合理的であるということですので、非常に難しい議論ですけれども、やはり事業目的の中で、発電するから発電コストに係る分のみを全て発電会社が負担すべきかとなると、そうではないと個人的には考えております。

○山内座長

多分、これ今、議論しているのは、将来的に法人分離になった、そういう時代のことで、そうすると、持株会社があって、それから多分、発電販売会社といいますか、それがいて、それから送配電会社があって。そうすると、持株会社と、それからこの2つの会社と、それからもう一つは原子力の廃炉にすべきものとか、一般廃炉、どこに帰属しているかという、そういうことの関係の中で、どこでどのような負担をするかということは、恐らく明らかになって、会計上も処理できる形になるんじゃないかというふうに思いますけれどもね。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

この話で非常に重要だと思いますのは、忘れてならないのは、廃炉を責任を持って確実に進めていくということが、この前提にあるということです。そういうことを考えますと、長い時間をかけて廃炉をしていくわけですから、その計画に予見性が持たれるということが重要で、そのためには、継続性のある制度をつくっていくということが非常に重要だと思っています。欧米のように劇的ではなかったものの、先ほど伊藤委員と座長の議論にもありましたとおりの考え方で取り組んでいく必要があると考えます。

それから、この③のどのように負担すべきかということですが、税なのか託送料金なのかというところですが、税の難しさというのは、全国で一律になってしまうという負担感の難しさが出てくるのかと思っております、託送料金というのは一つの案なのではないかというふうに捉えております。

○山内座長

どうもありがとうございます。

ほかに。

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

きょうのこの議論、繰り返しやっている点で、非常に私もここまで悩んで悩んで、どういう形がいいのか、周りにいるビジネスパーソンにも意見を求めてみたんですね。電力のプレーヤーの方々に聞くと、またいろんなお立場からのご発言があるので、余り関係ないところから聞いてみたんですけども、個人的な思いとビジネスの世界で生きている人間としてという、2つの考え方があって思うんですが、受益が今まであったんだから、負担するのはやむを得ないだろうという声が大勢だったかなというふうに思いました。ただし、そこは、それを受け入れるために、払ってください、そうですかという話にはならないので、何が必要なんでしょうねという話をしまして、原則であれば負担すべき事業者からの説明責任を果たすことというのは非常に重要ですよという話を意見交換しております。

アカウントビリティとよく言いますが、託送料金にしても、税にしても、どちらのほうかというのはありますが、もし託送料金でやるんだとしたら、事前審査と事後評価というプロセスの中で、おかしいものが入っていないのか、金額が妥当なのかといったような審査のプロセスというのが当然、きちんと行われるという必要があると思います。個人の立場とすれば、一体幾ら徴収されているんでしょうかと、改めて検針票の裏側を見ましたけれども、こういった形で書かれているんだと、幾ら負担していますという個別の負担額がきちんとわかるような形でないと、そこは負担する側としても納得感は得られないんじゃないかと。

徴収されたものが一体どう使われているのかということも、とられたらもうそれっきりではなくて、どんなふうに使われているのかというのは、これは明らかにされるべきでしょうし、あと、もう一つあったのは、本来負担する事業者の経営努力ですね。民間の企業であれば、先ほどからも、伊藤委員からもありましたけれども、経営者としての経営努力、身を削ってやるべきところを広く負担を求めるといえることですので、じゃ、本来、負担する事業者はどこまで身を削っているんですか、ある事業会社の方からは、我々は給与体系にも手をつけてコストカットに努めているんだというようなご発言もありましたので、そういった諸所のことをやっていच्छやると思うんですけども、今、実際にやっていच्छやることがなかなか表に出てこないで、そこは納得感を得るために、きちんとした形で見せていただくということで、納得感が必要なのかなと思います。

方法については、今回、託送料金が税かということでお話がありましたけれども、1つ項目として入っていないのかなと思ったのは、方法を考えるときに、比較的シンプルな構造にしたほうがいいだろうと。仕組みをつくるにしても、間接コストというのがどうしてもかかってしまいますので、新しく広く集めて、また再配分する仕組みというのは、それなりにコストがかかるもの

と思います。こども、そんな大した金額じゃないよというふうにおっしゃる方もいるかもしれませんが、ちりも積もればという話もございますので、間接コストはどれぐらいかかるんだということも考えるべきではないかなというふうに思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

すみません、今の秋池委員と、それから村松委員のご意見というのは、これは通常炉の廃炉についてのお話ということでよろしいのでしょうか。3つの場合分けがしてあって、今、どれの話をしているのかなというのがちょっとわからなくなりましたので。通常炉の廃炉の話ということでよろしいでしょうか。

○山内座長

秋池さん、いかがですか。

○秋池委員

ご質問の意図は。

○大石委員

ありがとうございます。

今のお二人のお話ですと、何となく託送でもいいのではないかなという話のように聞こえましたが、私はやはり消費者の代表としてここにおいて、前から何度もお話ししていますように、電力自由化の目的と意義ということと、託送料金で回収するということは、これは相反するものだと思っています。そういう意味で、料金で回収するところにバツが全部ついていて、17ページのところ、小売の自由料金で回収すると、着実な費用回収バツ、自由化前後での負担の公平性バツ、負担額の明確性バツとなっていますが、なぜこれがバツなのか、会計法上バツということなのか教えていただけますか。

例えば、これは本当に素人の考えなのかもしれませんが、もし、金額が足りないのであれば、当然事業者というのは、料金に上乗せして回収するということが許されるわけですね。特に小売自由料金の中なので、例えば、足らないものを上乗せして、最終的には需要家、その事業者を選んだ需要家から回収できるのに、なぜそれが確実に回収できないということになるのかというのが、また会計法上と言われるのかもしれませんけれども、どうしても私には納得がいか

ないので、教えていただければと思います。

○永田委員

従前から議論している中で、例えば廃炉をする資産について一括的に償却をしなければいけないけれども、それを期間にわたって減価償却を、分割して費用を認識する、しかしながら、そもそも廃炉する資産なんだから、廃炉の段階で資産としての価値がないというのが基本的な考え方です。しかしながら、そうはいつでも、一括費用認識、つまり減損認識するのは非常に財務的にも厳しいので、それを将来にわたって分割認識するためには、基本的には、その資産に収益獲得能力、それを新たに認めなくてはいけないということになります。ある意味では着実な費用を回収できる料金等々を含めて、確実に費用が回収できる要件が必要であるので、前回の廃炉に関する償却の考え方というのは、そういうふうに整理していくべきと理解していますので、この17ページ中の着実の費用回収という観点から言うと、自由料金の中では、なかなかそこが着実とはいえないんじゃないか、不安定ではないかということで、ここはこの資料の中でバツとつけたのではないかと理解していますけれども、そういうことでしょうか。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。

着実と言ったときには、どういう場合が着実か、おっしゃっていたのは、自由料金の中で足りなくなれば料金をふやせばいいんじゃないかということだと思っています。この判断する着実、会計士の立場からすると、どれだけそれが確からしさがあるかといったときに、その事業者がみずから、もし足りなくなったら料金値上げするから、着実にこの分は回収できますと言って、それをどこまで信じるかということだと思っています。制度的に担保されていれば、事業者がどれだけ努力するかどうかにかかわらず、それこそ確実に一定の金額は収入として将来見込めるのに対して、事業者が将来頑張っただけ稼ぎますというのは、あるいは売れなかったときとどうか、収入が減るんだったら、値上げしてでも収入は得ますというのは、それは経営計画だったり、事業計画かもしれないけれども、それがどれだけ確実性があるかという観点から言うと、やはり会計士の立場から、あるいは第三者から見たときには、制度的にその収入がある程度確保されているものと、そういうのが全くない、単純に料金を、価格を上げればといっても、価格を上げれば、今度は逆に自由化のもとですから、お客さんが減るんじゃないかという、当然の懸念もあることなので、そういった意味での着実性、確実性に大きな差があるという意味で、バツにはしております。

ただ、ご指摘ありましたように、バツというところの意味をもう少し補足しないと、ややミスリーディングだったかなと思うんですが、ここで比較しているのは、横にある小売自由料金とい

うのはあくまで参考でして、ここの前提は、論点の①あるいは②で、広く薄く求めるという費用についての方法論なので、そういう前提ですと、当然、小売の自由料金というのは広く薄くではなくて、ある意味、特定の顧客からの費用回収ということになるので、そういった意味でのバツといたしましょうか、ちょっと趣旨が違うということが一つ。これはやや言葉がミスリーディングだったのは、自由化前後での負担の公平性となっていますが、ここで見るときにはそういう、広く薄く負担すべき費用についての回収の方法と考えた場合には、小売の自由料金というのは適していないということと、負担額の明確性、これもバツとなっていますのは、まさに自由料金であるので、事業者が自主的にその費用を明示すれば、それは明確になりますけれども、そういった点についても、こちらも制度的にはなかなか担保されないといった意味でのバツという趣旨であります。

○山内座長

大石委員、よろしいでしょうかね。全部納得されていないかもしれませんが、一応そういう意図でここに印をつけたと、こういうことですね。

どうぞ。

○大石委員

というと、自由化のもとで広く需要家に費用負担を求める方法となっていますが、その場合、自由化の意義というのは、消費者が選べるという意義は、ここでは無視されてもいいということでしょうか。

○小川電力市場整備室長

おっしゃっているのは、選べるというのはもちろん自由化の意義の一つではありますがということで、それが無視していいということではなくて、バランス論ではないんですが、こちらを、ある一つをとったときに、一定程度別の意義が損なわれる、それをどのように判断しますかと。逆にいうと、ここでいうと、消費者の選択というものを一番重要視した場合には、広く、薄くという方法は多分取り入れなくて、ここでいうと、例えば、小売の自由料金になりますと。それが、どの費用を念頭に置くか、例えば、廃炉会計とかを念頭に置いた場合には、これまでも議論がありましたけれども、こういう方法をとった場合には、そもそもの廃炉会計という制度そのものが成り立たなくなるということであるので、そうした場合のまさに選択といたしましょうか、どちらをより重視するのか、消費者の選択を重視するのか、あるいは原発依存度の低減という大きなエネルギー政策の目的のほうをとるかという、そういう意味での難しい選択を迫られているのかなというふうに考えております。

○山内座長

よろしゅうございますでしょうかね。

まだあろうかと思えますけれども、次の議題もございますので、次の議題に進ませていただいて、何かありましたら、また振り返ってご発言というふうにさせていただきます。

資料5ですけれども、これは福島第一原発の廃炉に充てるための送配電事業者の合理化分の扱いについてであります。これを事務局からご説明をお願いします。

○小川電力市場整備室長

それでは、資料5をごらんください。

これは、前回ご議論いただいたものの続きということになりまして、前半部分はそういう意味で、前回とほぼ一緒になっております。

まず1ページですけれども、福島第一原発の廃炉費用については、東電がグループ全体で総力を挙げて、徹底した経営合理化により財源を捻出するということとなっております。前回ご紹介しましたように、そういった方針のもと、別途、東電改革について議論されている東電委員会のほうから国の側で、ここでの全体、グループを挙げた合理化により、財源捻出が確実に廃炉資金に充てられるようにということでの制度整備についての検討依頼があったところであります。

具体的に検討すべき事項としては、規制料金下にある送配電事業においては、合理化による収益について一定の水準を超えると、これは値下げ命令になり得ると、廃炉に充てたくても、その分の原資をむしろ需要家に、利用者に還元すべきというふうな方向で規律が働いているのが現行の制度になります。そういった意味で、この制度を一部修正しないと、送配電での合理化分を着実に廃炉の資金に充てることはできないので、では具体的にどういった方法があるかということで検討をしているところであります。

では、具体的に今の制度がどうかというところで、4ページ、5ページをごらんいただければと思います。

まず、現行の制度ですけれども、2つ基準といたしまししょうか、基準がありまして、1つ目が、4ページにあります超過利潤のストック管理というものでありまして、これはあらかじめ定められた一定の水準というものがありまして、毎年の収益を重ねて蓄積していったときに、この一定の水準を超えると値下げの命令が出るということでありまして、一定の合理化によって収益をふやして、それを廃炉にずっと充てていると、この一定の水準というのにヒットして、むしろ値下げということになり得るとというのが1つ目の課題であります。

もう一つが、5ページにあります。これは毎年の評価で、料金審査を踏まえた想定される原価と実績の原価との乖離を見て、想定よりも現行でいいますと5%以上、ある意味、安く済んでいると、そういったときには、ここは自動的にではなくて、事情を判断した上でということですね。

れども、料金値下げを求めることがあり得るということになります。

こうした2つの仕組みをクリアしないと、送配電から廃炉の資金を充てることができなくなるということですので、次の6ページにありますように、合理化分のうちということになるわけですが、廃炉に充てる分については、今申し上げた2つの仕組みの中での算定に当たっては、除外するような仕組みとできないかということになります。

こういった、これは東京電力に限った話でありますけれども、一般的なルールはルールとして残しつつ、こういった廃炉に充てられる分については、そのルールの、ある意味、外として扱うことができないかということになります。ただ、ここで前回もご議論ありました、ある意味ルールの例外となるときに、ここで事後的な評価の対象からは除外ということではあるんですけども、この廃炉費用というものが、廃炉に充てている資金というものが託送の料金の原価に入るということではないということ、確認的に申し上げておきたいと思います。ここでご議論いただきたいのは、託送の料金の中に入れる、あるいは料金を上げる方向に働くものではなくて、今の料金水準を前提として、そこから事業者が、ある意味コストカットして捻出した分をどのように使うかということですので、ここに掲げているような方法をとったとしても、これは料金が上がる方向にはつながらないということになります。むしろ、料金は上がらないんですが、逆に、本来下がるべきところが下がらなくなる可能性があるというのがむしろ懸念だというふうに思っていて、そういった意味で、こういった方法をとった場合に留意すべき事項ということで、8ページ、9ページに掲げております。

1点目は、値下げの機会の確保ということになります。送配電で合理化するというので、例えば、今の料金水準から、10%、15%、ある意味コストカットによって収益を確保して、それを廃炉資金に充てるということが続いた場合に、本来であれば一定程度値下げされるべき託送料金がずっと下がらないことになります。そういったことが必ずしも妥当でない場合もあり得るといふ意味での、事後的なチェックが何らか必要になるということで、どのような対応があり得るかということが8ページにあります。

ここは、例えば、合理化によって、10%、15%捻出した場合に、じゃ、今の基準が5%だから、5%分は確実に値下げしろといったような画一的なルールになりますと、逆に本来頑張っても、一定程度は確実に値下げだとなってしまうと、合理化のインセンティブも損なわれることになりますので、ここで提示している対応案というのは、例えばということではありますけれども、東京電力以外の事業者も、通常の経営効率化をしていて、それが一定の水準になれば料金の値下げになるということですので、そういう意味で、他の事業者が、例えばですけれども、そういった効率化努力によって、その多くが値下げをしている中で、他の事業者に比べて、より頑

張っている東京電力、そういう意味では値下げの原資を多く確保している東京電力において、他の大部分がそういった値下げになっているような状況下においては、東京電力のパワーグリッドにおいても、ある意味固有の努力をそこまでしていなくても、他との関係では同様の値下げ原資が出ていたのではないかという観点から、値下げをむしろ検討すべき状況にあるというふうに判断できるのでないかというふうに考えております。

ここで見ていく方法としては、東京電力自身の努力、これは相当の合理化努力を行うという前提ですけれども、ほかとの比較において、ほかの事業者においても一定の値下げ機会が生じているようなときには、東京電力も同等の値下げの、むしろ検討を行うべきでないかということになります。

もう1点は、最後、9ページになります。

グループを挙げての努力といったときに、この送配電、ある意味託送料金で得ている収入を廃炉資金に充てた場合に、グループにはもちろんほかに発電、小売といったところで、まさに規制がないところで、自由で競争している部門があるということになります。その場合に、ほかの部分も一定の役割、廃炉資金との関係では、その部分を捻出しているといったようなことがないと、結果的に規制部門における収入が一方的に廃炉資金に充てられて、その他の部分、例えば小売の分野において激しく競争しているところで収益が上がらない、だからこそ、廃炉資金に回らないというのは、これは必ずしもグループ全体を挙げての努力というふうに見られない。むしろ託送、送配電の託送の料金下げの機会が不当に奪われているともいえることになりますので、そういったグループ全体の努力というものをしっかり評価していく仕組みが必要でないかということになります。

具体的な評価というのは、まだ実際に東京電力としてそれぞれのグループ会社がどのような努力を行っていくのかというのは、まさに今、別の場でご議論いただいているところでもありますので、現時点で明確にはできないんですけれども、ここにありますのは、基本的な考え方として送配電、託送料金のところに過大な負担が寄ることではないということをしっかり確認しなければならぬのではないかということになります。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、今の説明についてご審議いただきたいと。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

前回、私は、託送料金算定のときの原価の中に、1F廃炉のコストを入れてもいいんじゃないかというお話をしました。その後、松村先生から、そうするとたくさん費用がそこに積まれて、値上げになることもあるというご指摘を受けて、なるほどなと思いました。私は合理化が進んで託送料金が下がることしか頭の中になかったので、ご指摘を受けてそうかと思ったのですが、そういう意味では、私の提案したような形でやるのであれば、例えば「値上げのときは廃炉費用の算入を認めない」という線を引くことも一案かと思えますし、それから6ページの今回ご提案いただいたような形で、まず超過利潤をきちんと計算し、その上で、これを使ってもいいとすれば、すっきりすると思いました。どちらでもいいと思いました。

ただ、大事なのは、前回も申し上げましたけれども、まさにこの留意点①、②にまとめていただいたところがポイントだと思っています。1Fの廃炉をやることは大事ですが、その結果、他の地域に比べて、託送料金が高どまりしてしまうことがあってはならないと思いますので、この比較をしっかりと検証していくことと、それから、コストを出しやすいところから出すというしわ寄せがいかないように、東電全体で、どこからどのぐらい1Fの廃炉コストが出ているかをきちんと検証していくことが大事だと思っています。

その意味では、東京電力には、どこの部分でどれだけの合理化をやって、その結果、どういふふうな廃炉コストに充当していったのかをきちんと公表してもらえるよう求めていきたいと思っています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

では、村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

留意点①について、ちょっと質問させてください。

対応案、これは他の一般送配電事業者との比較、ベンチマークという形で使って、東電の値下げ要請をするかどうかというようなご判断なんだと思うんですけども、託送関係のコスト構造が私は十分理解できていないということもありまして、そこが果たして可能なのかなと思ったんです。事業環境の変化によって、一律託送事業者全体としてコスト削減ができる部分と、東電固有の努力の部分といったものを分けることができるのでしょうか。ここでおっしゃっているのは、ほかの事業者さんも下げているんだから、東電の努力分だけじゃないと、ほかが下げた分

は値下げに回しましょうというお話なんだと思うんですね。これを分けて考える、考え方とか仕組みがあるのか。

例えば、サーチャージであれば、燃料費の変動によってということで非常にわかりやすい仕組みなんだと思うんですけども、他の事業者の様子を見ながらということだと、変な話ですが、後出しじゃんけんのような形で、検討はしましたけれども、ほかの事業者に比べて、過度に高どまりをしているというわけではないので、値下げは見送りましたというような議論にならないのかなというのが懸念事項でございます。

後出しじゃんけんにならないようにというのは、需要家側からも見ていて、そのような目で見られると思いますので、できるだけシンプルな事前のルール策定と、それに沿った審査のプロセスということが本来は必要ではないかなというふうに考えて質問させていただいた次第です。

○山内座長

ありがとうございます。

ほかに。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

もっともな提案だと思いますが、僕は留意点①はちょっと心配しています。これは東電の側から見ると、とても美しい絵が描いてあるというか、他の会社よりももっと頑張った分は賠償に回しましょうというのは、確かにもっとも。でも、東電ができる合理化を基準にすると、これが意味することは、他の電力会社は十分に頑張っていないということですよね。そうすると、他の電力会社も、合理的なというか、やり得ることを全部やるべしというようなことを言うのであれば、ほとんど賠償に回せる分はないことにならないだろうか。

それぞれの個別事情も当然あって、上げはできれば起こってほしくないのですが、託送料金値下げが出てきたときに、平均レベルは東電にも下げさせて、それ以下にまで下げる原資しか賠償に回すことを認めないとかというしゃくし定規なことをするのではなく、いろんなことを総合判断して、値下げに回す部分と賠償に回す部分を判断すればいいと思います。値下げの余地が全くなってしまうようなことを考えていない、という程度のことにしていただかないと、実際の運用はとても難しくなると思いました。

いずれにせよ、この点、留意が必要だというのはとてもよくわかりました。実際のやり方は、少し柔軟性を持ってやっていただければと思いました。

以上です。

○山内座長

次、永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

先ほどの大石委員からのご質問のところ、発電会社が廃炉に係るコストを持つ考え方が妥当ではないかというお話と、一方で、今、小川室長からご指摘がありました、廃炉費用というのはグループ全体で持つべき性質のものではないかと。また一方で、先ほど申し上げたとおり、発電から廃炉までが電気事業、一貫した事業であって、そのトータルを見た事業をグループ全体でどこが負担するのかというのは、やはりグループ全体で負担すべきであろうと考えます。自由化になったときに、小売のところ、例えば、なかなか利益が出せないということで、結果として廃炉費用が賄えないと。そのため、廃炉を含めて、国民全体として合意して推進すべき廃炉事業が、なかなか前に進まないという結果になってしまうので、グループ全体で負担すべきであると私も思います。

一方で、それで、パワーグリッドカンパニーが託送で費用負担、例えば、廃炉に係る費用負担をする場合、グループ全体としては当然負担するから、そのグループの一つである、1企業であるパワーグリッドカンパニーが負担するというのは合理性があります。一方で、同時にやはり、その費用を計上するというのが、パワーグリッドカンパニーにとって、その事業目的からかなうということを担保するためには、先ほど申し上げました、例えば、契約であったりとか、そういったものをきちんと明確にすることです。バックエンド過去分でも、同じように、当然、そういう費用認識の前提の契約なり前提が、事実があったと思いますので、そういったことを明確にすることによって、国民の理解、もしくは、その合理性が担保できるのではないかということを改めてご指摘させていただきたいと思います。

○山内座長

そのほかにご意見はありますか。

どうぞ、大石委員。

○大石委員

ありがとうございます。

今のお答えにつきまして、また少し質問させてください。そもそも廃炉会計というのは、廃炉を速やかに進めるために特別に認められた会計だということを、先ほどの一般廃炉のところでお聞きしました。今、議題となっているのは、福島第一原発の廃炉ということで、これは速やかに進めるためというのが、本来であれば始めなければいけないのを、始めないと困るから速やかに進めるということなのか、それともなるべく時間を短くするために速やかに進めるのかどちらの意味でしょうか。多分、廃炉にしない状態を長く置かないために、速やかに進めるということな

のではないかとと思いますが、その意味では、福島の第一原発は、速やかにも何もなく、とにかく進めなければいけない状況にあるということで、廃炉会計というのがそもそも、この福島第一原発には当たるのだろうかという点についてお話を聞いていて疑問を持ちました。

以上です。

○小川電力市場整備室長

ありがとうございます。

まさにその点は、次回にも思っていますけれども、今の廃炉会計上は、一部適用になるというのがありまして、それをどう扱うかというのをこの場でもご議論いただこうと思っています。その点は、先ほどの資料でいうと、資料の4になりますが、9ページのところで、資料4の9ページで、今ご指摘いただいたのは、(2)事故炉の廃炉のところのうち、今ご議論いただいているのは、この一番下にあります論点のうちの①のほうをご議論いただいております。

今おっしゃったのは、どちらかというと②のほうでして、現行の廃炉会計では、一部適用になるところについて、これをどう扱うかというのは、またしっかりご議論いただきたいと思っております。

○山内座長

そのほかにご意見ございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、特にご意見はないようでございますので、本日の議論はここまでとさせていただきます。長時間にわたって活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュール等についてお願いいたします。

○小川電力市場整備室長

次回につきましては、また日程が決まりましたら、ホームページなどでお知らせいたします。

○山内座長

それでは、これをもちまして、第4回財務会計ワーキンググループを閉会といたします。本日はご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

午前11時42分 閉会